



DISCLOSURE 2021



令和3年8月
佐賀県信用保証協会
会長 池田 英雄

はじめに

佐賀県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、佐賀県の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、
持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」とされています。また、消費動
向や企業活動等の情勢では、「個人消費は感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが
緩やかになっている。」と判断されており、生産活動についても「緩やかに持ち直しつつあ
る。」とされています。

令和2年度は、感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が発出されるなど、県内中小企業者も
深刻な影響を受けました。当協会ではこのコロナ禍における経済危機に対処するため、県や
国のコロナ資金に全力で対応し、中小企業者の資金繰り支援を行ってまいりました。

しかしながら、県内の状況はコロナの収束が見通せないまま、業況回復に時間を要してい
る中小企業者も多く見受けられ、経営環境は依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか、当協会では業績の回復が遅れている中小企業者の資金繰り支援を引き続き
行うとともに、返済緩和の相談など中小企業者に寄り添った柔軟な対応を行ってまいります。

また、金融機関及び商工団体等と連携しながら、専門家派遣事業による「経営改善等策
定」や「事業承継」等ライフステージに応じた支援体制を強化していく所存です。

本誌「DISCLOSURE 2021」は、当協会の業務について理解を深めていただくために、
概要や信用保証協会のしくみなどの説明と、令和2年度の事業活動及び今年度の経営計画
などについてご報告をするものであります。皆様のご理解を深めていただく一助となれば幸
いに存じます。

Contents

はじめに

基本理念・基本姿勢・行動指針	3
----------------	---

佐賀県信用保証協会の概要	3
--------------	---

•プロフィール・沿革	3
------------	---

コンプライアンス	4
----------	---

•コンプライアンス態勢	4
-------------	---

•個人情報保護への取り組み	5
---------------	---

信用保証のしくみ	7
----------	---

•信用保証協会の役割	7
------------	---

•信用補完制度(信用保証制度・信用保険制度)について	8
----------------------------	---

•信用保証業務の流れ	10
------------	----

当協会の業務について	11
------------	----

•ご利用にあたって(保証をご利用いただける方・保証の内容)	11
-------------------------------	----

•責任共有制度について	12
-------------	----

•信用保証料について	13
------------	----

令和2年度の主な取組み	15
-------------	----

令和3年度経営計画	22
-----------	----

第6次中期事業計画(令和3年度～5年度)	25
----------------------	----

令和2年度事業報告	27
-----------	----

•貸借対照表・財産目録〔用語解説〕	27
-------------------	----

•収支計算書〔用語解説〕	29
--------------	----

•基本財産について	31
-----------	----

信用保証の動向	33
---------	----

•保証承諾・保証債務残高・代位弁済(過去5ヵ年の推移)	33
-----------------------------	----

•令和2年度業務実績(保証承諾状況・保証債務残高状況・代位弁済状況)	34
------------------------------------	----

役員構成・組織機構図	37
------------	----

担当地区・事務所のご案内	38
--------------	----



SAGA GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、上部の右上に伸びるラインはCredit(信用)の頭文字「C」を、だ円との組み合わせで
Guarantee(保証)の「G」を、上下に向き合うラインはSagaの「S」を表すとともに「g」の字もモチーフにデザイン。
だ円は企業や経営者を意味し、公共的な信用保証融資による未来への発展や繁栄のバックアップをイメージして
います。また「S」を表す結び合うラインは中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」としての公的な保証人という協会の
役割もシンボライズしています。

■ 基本理念

私たち佐賀県信用保証協会は、中小企業の多様なニーズに的確に対応できる良きパートナーとなり、『信用保証』を通じて中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

■ 基本姿勢

基本理念を実現するため、当協会の目指すべき姿を簡潔に示しました。

1. 的確かつ迅速な「信用保証」を提供できる協会
2. 多様化する中小企業のニーズに的確に対応できる協会
3. 中小企業のパートナーとして信頼される協会
4. 安定した経営基盤を確立し、将来にわたって地域経済の発展に貢献できる協会

■ 行動指針

基本理念・基本姿勢を実現するための具体的行動指針を示しました。

1. 親切・丁寧な対応を心掛け、企業実態に即した適正保証の推進に努める。
2. 社会規範を遵守し、責任をもって行動する。
3. 役職員は自己啓発に努め、資質向上を目指す。
4. 多様なニーズに対応するため、創意工夫に努める。
5. 関係機関との連携を図り、中小企業の利便性の向上に努める。
6. 経営資源の有効活用により、効率的・合理的な業務運営を目指す。

■ プロフィール

(令和3年4月1日現在)

根拠法律	信用保証協会法
設立	昭和29年6月28日
事業開始	昭和29年7月1日
基本財産 (資本金に相当)	117億3,806万円 内訳 基金 43億4,332万円 基金準備金 73億9,474万円
事業所	本所、唐津連絡所
機構	2部6課制
役員	4名(常勤理事3名、常勤監事1名)
職員	35名(男子26名、女子9名)

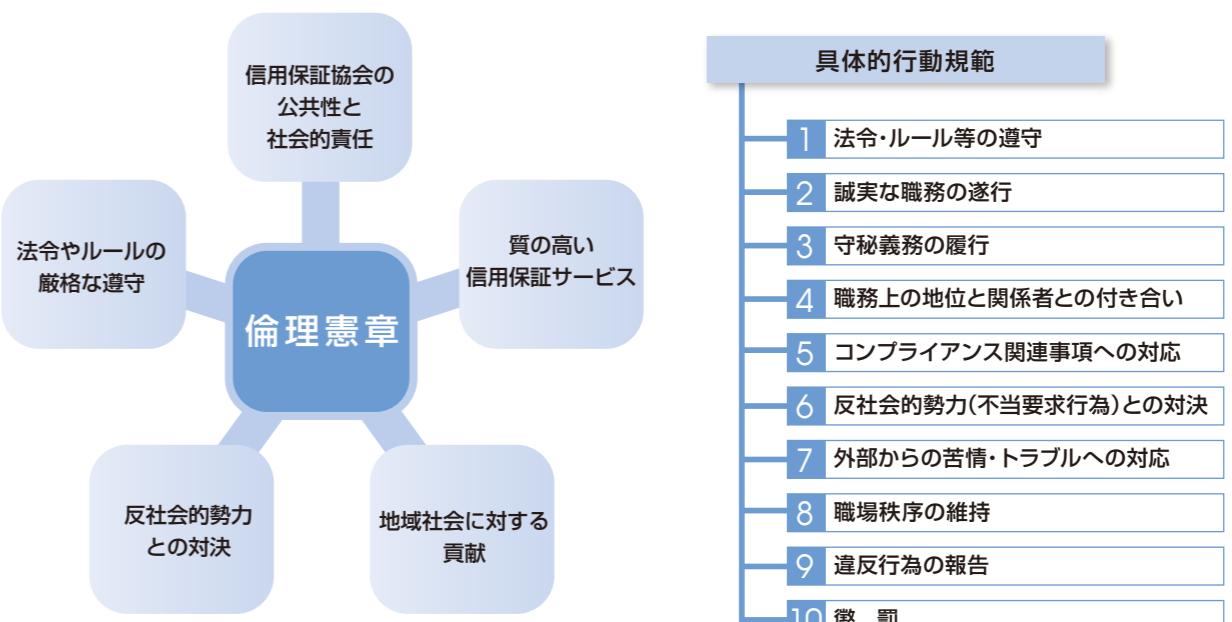


昭和29年 6月28日	佐賀県信用保証協会 設立認可
昭和29年 7月 1日	佐賀県信用保証協会 設立登記
昭和29年 7月 1日	事務所を佐賀市蓮池町74(現柳町2-9)佐賀商工会議所(旧佐賀県労働会館)内に設置し、事業開始
昭和29年11月 1日	佐賀商工会館建設のため佐賀市蓮池町48(現柳町)大間商店内の仮事務所に移転
昭和29年12月13日	佐賀商工会館竣工により、佐賀市松原町73(現松原1-2-35)の同会館2階に移転
昭和31年 4月30日	佐賀市呉服町11(現呉服元町8-1)佐賀銀行旧呉服町支店内に移転
昭和34年 8月 3日	佐賀市松原町73、佐賀商工会館2階に移転
昭和35年 5月18日	唐津市大名小路1-54、唐津商工会議所内に唐津連絡所開設
昭和47年 7月10日	佐賀商工会館2階西側から同2階東側に移転
平成 元年 3月 4日	事務所拡張のため同会館2階から4階に移転
平成15年 4月28日	管理部を同会館4階から5階に移転
平成26年 3月24日	佐賀市白山二丁目1-12、佐賀商工ビル2・3階に移転

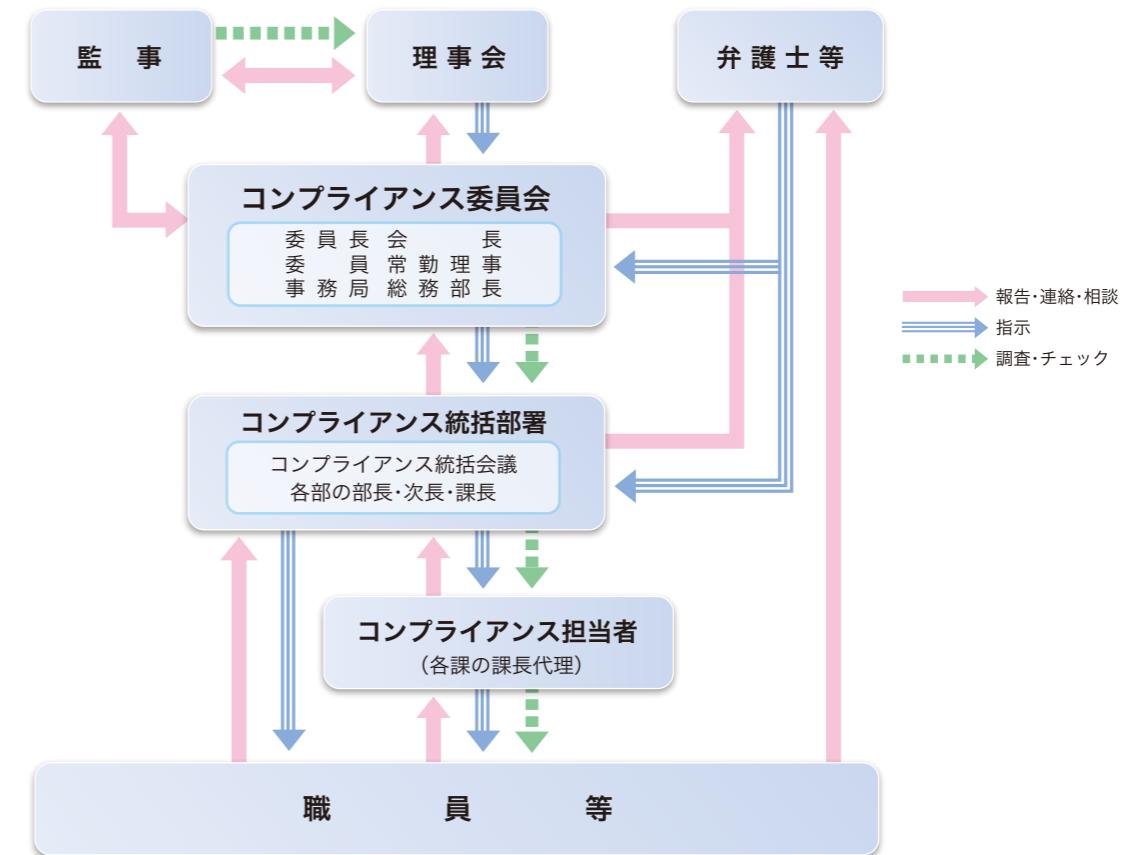
■ コンプライアンス

当協会は、公共的使命と社会的責任を十分認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るために、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでおります。

また、これを実践していくために、『コンプライアンスマニュアル』を策定し、以下のように『信用保証協会倫理憲章』を基本方針として、『具体的行動規範』に基づき、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。



■ コンプライアンス組織体制図



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報の適正な取り扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)に定められている公表事項等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

個人情報保護宣言

佐賀県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

○当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

○当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

○取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

○取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

○お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

○お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

○当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

○当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

○委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

○法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めるることができます。

○請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

○個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送の場合は実費相当額をご負担いただきます。

7 保有個人データの訂正・削除・利用停止、第三者提供の停止

○当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。

調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

○お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。

○お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

○**6.7**の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧下さい。

8 質問・苦情について

○当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

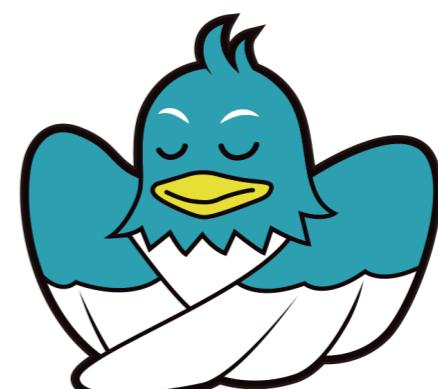
○当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒840-8689

佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル2階

佐賀県信用保証協会 総務部総務課

0952-24-4340



信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

- 根拠法律** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
- 関係法律** 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
- 目的** 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として企業の将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に務めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。
『信用保証協会事業の基本理念』

業務

- 1 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - ①中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - ②中小企業者の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - ③銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務の保証
 - ④中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - ⑤金融機関と連携して中小企業の経営の改善発達を図るため、金融機関における、個々の中小企業者に対するア)既往の信用保証の付かない融資(以下「プロパー融資」という。)等の与信取引の状況やその推移イ)業況や事業性の把握状況ウ)今後のプロパー融資の実施方針を含めた支援の方向性に着眼して柔軟に保証付き融資とプロパー融資のリスク分担を行う。
 - ⑥信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第1項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援に関する事項で金融機関による支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、協会が必要に応じて期中管理及び専門家の紹介・派遣や助言等を含めた経営支援に努める。
 - ⑦前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務
- 2 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月12日から次の業務を行っています。

新株予約権引受業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。

債権譲受業務

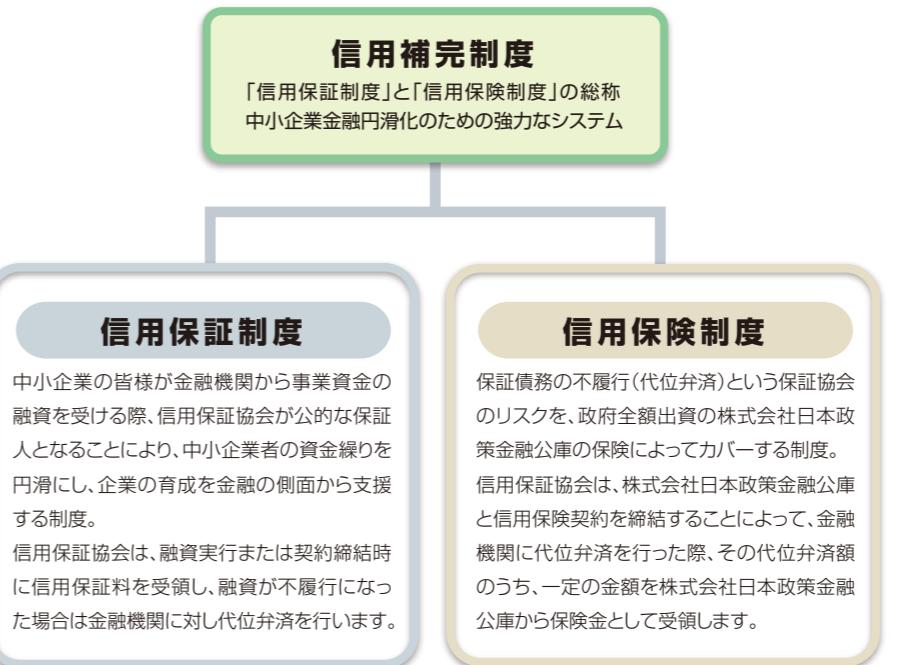
信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に関する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。

ファンド出資業務

各地域に根ざし公的性質を有する信用保証協会の取組として、地域のファンドへの出資を通じて中小企業者を支援することで、地方創生に貢献することを目的とする。

信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成立する「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



信用補完制度

「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称
中小企業金融円滑化のための強力なシステム

信用保証制度

中小企業の皆様が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを円滑にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度。
信用保証協会は、融資実行または契約締結時に信用保証料を受領し、融資が不履行になつた場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

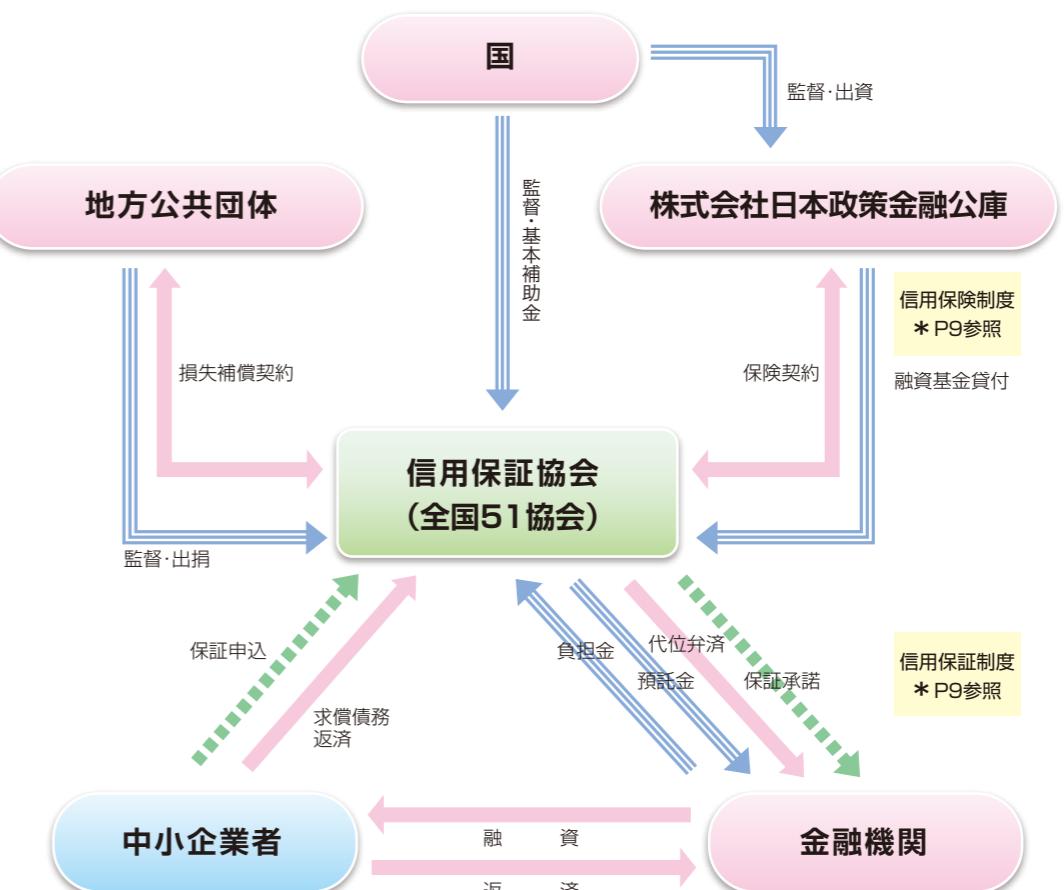
信用保険制度

保証債務の不履行(代位弁済)という保証協会のリスクを、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度。
信用保証協会は、株式会社日本政策金融公庫と信用保険契約を締結することによって、金融機関に代位弁済を行つた際、その代位弁済額のうち、一定の金額を株式会社日本政策金融公庫から保険金として受領します。

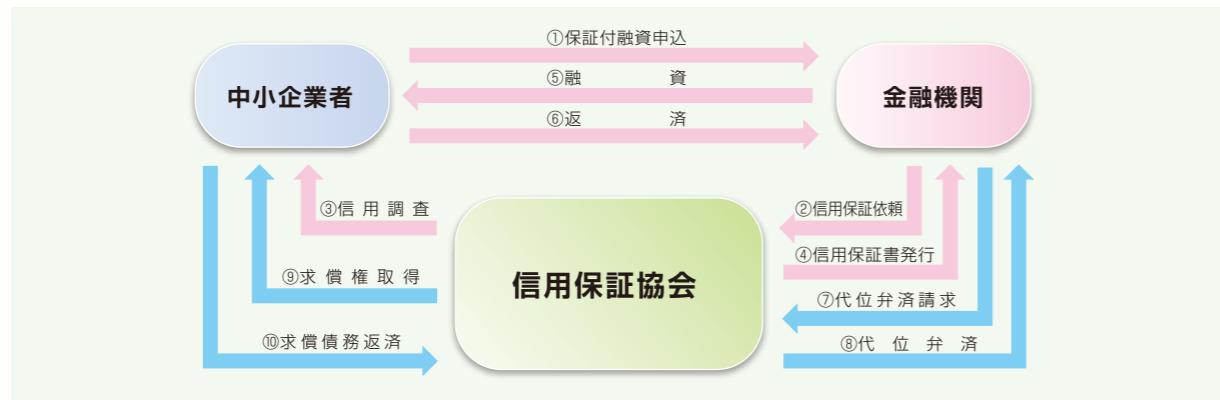
信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業の方の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用補完制度の概略図



■ 信用保証制度のしくみ

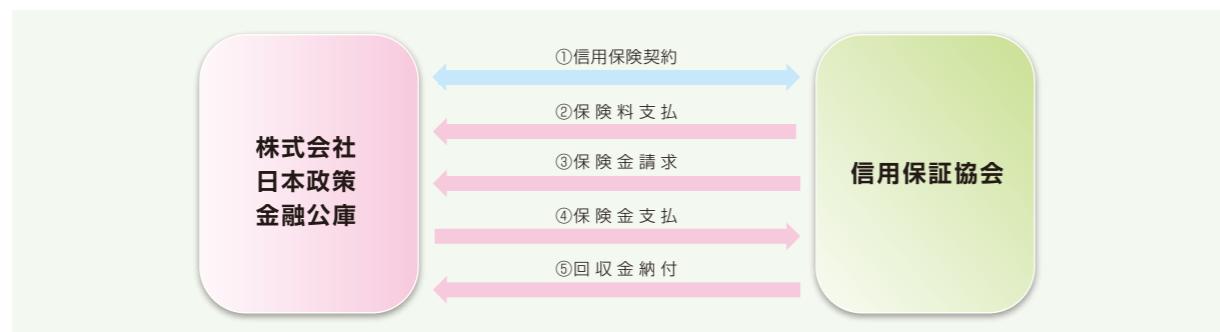


信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の三者です。

- ①中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込み(②)をします。
(県・市町制度資金は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。)
- ③保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査をします。
- ④保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ⑥中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨代位弁済により協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑩中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

(P10「信用保証業務の流れ」も参照下さい。)

■ 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会の保証に対して保険を受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

■ 信用保証業務の流れ



ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

1 企業規模

中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象で、個人の場合は従業員数が、会社の場合は資本金または常時使用する従業員のいずれかが該当していることが必要です。

また、特定非営利法人(NPO法人)の場合は常時使用する従業員の数が下記に該当すれば規模要件を満たすことになります。特定事業を行うNPO法人は原則として対象となりますが、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は一部の保証制度のみ対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(運輸業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ) (製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	500人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

2 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種をご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

3 所在地・歴史

営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの
(住居とは、現に居住していることが必要となります。)

②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの
(法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。)

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

保証の内容

1 保証限度額

個人・会社 医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保保証人保証の限度額2,000万円含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

2 保証期間

一般保証	運転資金10年以内、設備資金15年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金使途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資等	それぞれの制度の定めによります。

3 資金用途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

4 連帯保証人

- ①個人…原則として不要です。
- ②法人…原則として法人代表者(実質経営者を含む)のみです。

5 担保

必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度の概要

責任共有制度とは、従来、原則100%保証(全額保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

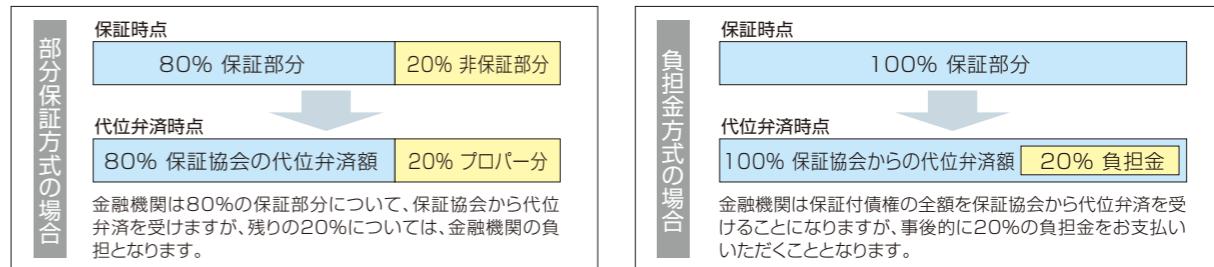
①部分保証方式…融資金額の80%を保証協会が保証する方式

②負担金方式…融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績<代位弁済等実績率>に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度(流動資産担保融資保証、特定社債保証等)は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

責任共有制度のイメージ図



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となります。以下に掲げる保証制度については、責任共有対象外制度として100%保証を継続します。

対象外の保証制度
①経営安定関連(セーフティネット)1~4号、6号 ②危機関連保証 ③災害関係保証 ④創業関連保証(再挑戦支援保証を含む) ⑤特別小口保証に係る保証 ⑥事業再生保証 ⑦小口零細企業保証(※詳細は下記を参照ください。) ⑧求償権消滅保証 ⑨中堅企業特別保証 ⑩東日本大震災復興緊急保証 ⑪経営力強化保証(責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る) ⑫事業再生計画実施関連保証(責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る)

小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も小額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下の法人・個人事業主の方 (卸・小売・サービス業は5名以下)
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	10年以内(据置1年以内)

信用保証料について

協会保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、協会保証をご利用いただいた対価として信用保証料をお支払いいただきます。この信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1 責任共有制度導入後の信用保証料率

平成19年10月の責任共有制度の導入に伴い、対象となる保証制度の保証料率も引き下げられました。
また、従来の「保証金額に対する率」から「貸付金額に対する率」へ変更しました。これにより、利用する金融機関が「部分保証方式」「負担金方式」のいずれの場合でも、同じ保証料率が適用されることになります。

●責任共有対象の区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
制度の場合	導入前	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	導入後	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

2 保証料率の弾力化

従来原則一律であった保証料率が、平成18年4月から中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料体系となりました。これを保証料の弾力化といいます。

利用する保証制度や金額によって適用される保証区分が、お客様の財務内容(直近2期分の決算報告書・確定申告書)により料率区分が決定します。

3 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客様の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」と言います)により評価しています。

CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

4 割引制度(定性評価)

保証料率の割引制度として、「会計参与設置会社に対する割引」と「有担保割引」があります。
○会計参与を設置している旨の登記を行った事項を確認できる会社について、0.1%の割引を行います。
○物的担保の提供をいただいた場合には、0.1%の割引が適用される保証もあります。

5 料率が一律の保証制度

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。
※セーフティネット保証等は、政策的に配慮された一律の保証料率で、料率も低く設定されていますが、経営状態が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択いただけます。個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6 信用保証料の支払い等

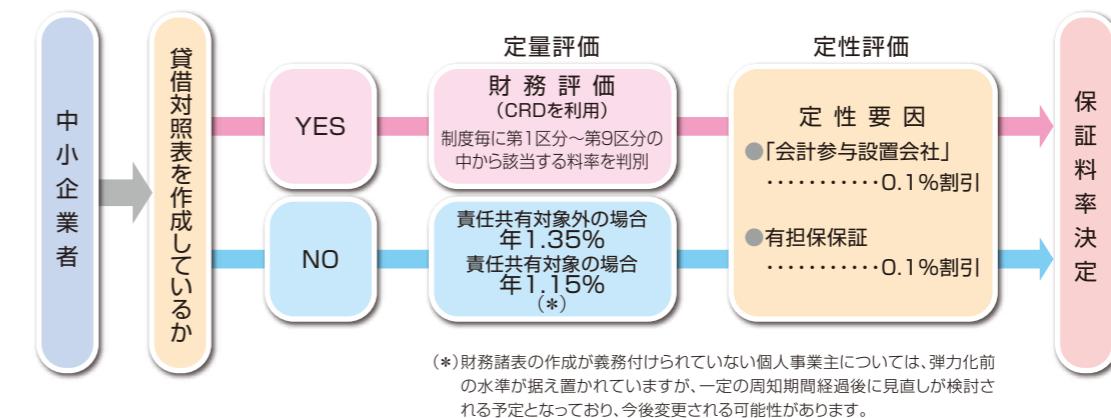
信用保証料は、融資実行と同時に(当座貸越根保証は契約締結時に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています)。

○分割納入について
保証料は原則として一括払いですが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

7 信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲で(計算額が1,000円を超えるもの)返戻しています。

信用保証料率決定のプロセス



■主な信用保証料率

制度	制度名	料率区分(注1)									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
協会制度	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	根保証(手形割引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	特別小口保証									0.95	
	流動資産担保融資(ABL)保証									0.68	
会員制度	中小企業特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	借換保証(注2)	一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		経営安定関連対応								0.95	
	小口零細企業保証	一般保証対応	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
		経営安定関連対応								0.95	
	設備投資支援資金アタック保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
県制度	がんばる企業支援資金5000・500	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営安定関連保証	1~4号、6号								0.95	
		5号、7号、8号								0.80	
市町制度	県制度全般	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
	市町制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

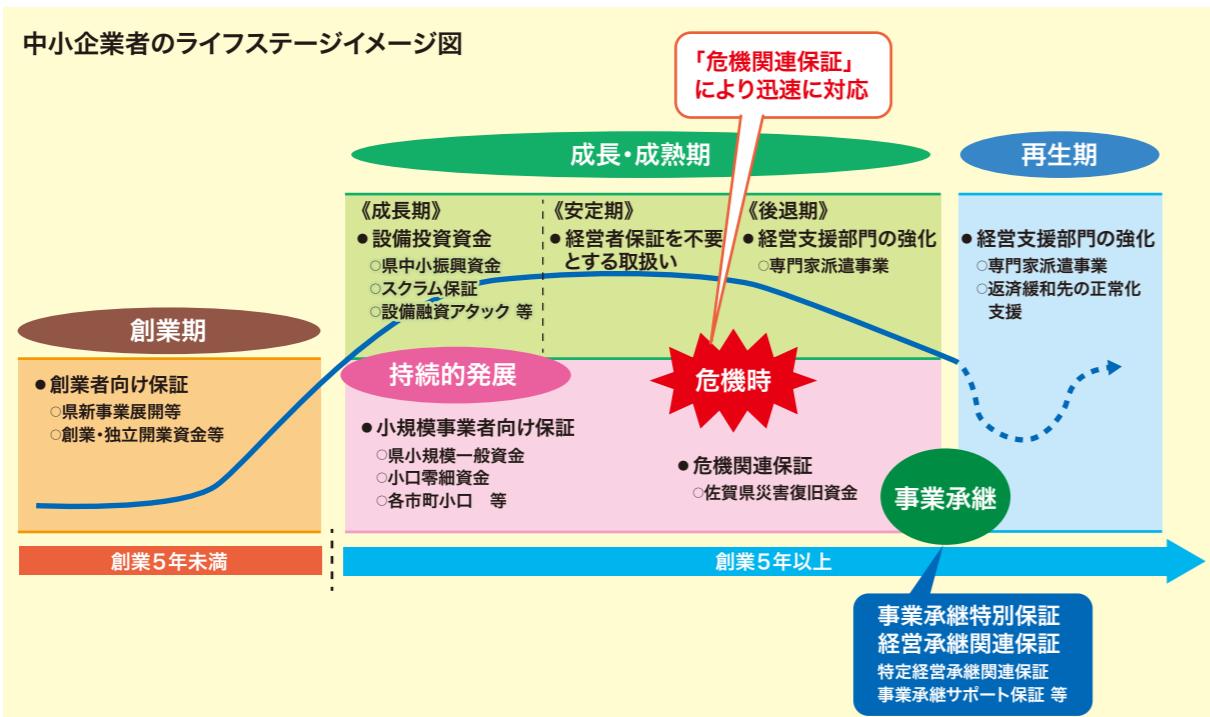
①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

(注2) 借換保証は、利用する各制度に定める料率によります。

令和2年度の主な取組み

中小企業・小規模事業者のニーズにあった保証の推進



経営支援部門の強化

専門家派遣事業

項目	相談	申込	実施
経営改善	15先	9先	7先
生産性向上	3先	3先	3先

中小企業再生協議会、経営改善支援センターの取組状況

項目	相談	申込	計画同意
中小企業再生支援協議会	37先	37先	26先
経営改善支援センター	18先	18先	15先

事業承継支援の拡充

事業承継に係る専門家派遣事業…佐賀県中小企業診断協会、TKC九州会佐賀支部

	相談	申込	実施
令和2年度	2先	1先	1先

事業承継保証の保証状況

利用状況	保証承諾	
	件数	金額
佐賀県災害復旧資金	1	800万円
経営安定保証セーフティネット4号	0	0
合計	1	800万円

佐賀県事業承継ネットワーク

親族に事業を引き継ぎたい方、後継者が不在の方など事業承継に関するご相談をネットワーク構成機関と連携しながら取り組んでいます。

令和2年度は金融機関向けの研修を開催し、事業承継ネットワーク事務局から「経営者保証ガイドライン及びその特則」を、当協会から「事業承継特別保証制度」の説明をしました。



災害関係保証の保証承諾状況

利用状況	保証承諾	
	件数	金額
佐賀県災害復旧資金	1	800万円
経営安定保証セーフティネット4号	0	0
合計	1	800万円

経営者保証を不要とする保証の利用状況

利用状況	保証承諾		
	件数	金額	対前年同期比
経営者保証を不要とする保証	757	279億9,190万円	対前年同期比 5046.7%
うち新型コロナウイルス感染症 対応資金による経保無	332	96億6,790万円	対前年同期比 —

※「経営者保証免除対応確認書」提出により経営者保証を付さない保証が可能となる制度

経営者保証を不要とする条件変更

利用状況	変更承諾	
	件数	対前年同期比
経営者保証を不要とする条件変更	8	100.0%

中小企業支援ネットワーク

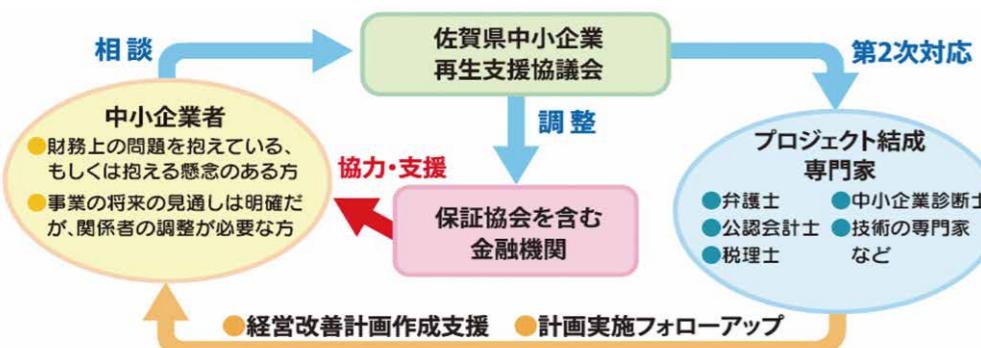
さがん中小企業支援ネットワーク会議

中小企業・小規模事業者の経営支援や再生支援に関して、関係機関の目線の統一やスキルの向上を図るために、最新の経営支援施策や取組事例などを共有しています。県内に本店を置く金融機関や政府系金融機関、商工団体、専門家(各種士業団体)で構成され、当協会が事務局を務めています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり会議は中止し、資料配布のみ行いました。

経営サポート会議

経営改善計画等を策定された際、取引金融機関に協力を得るための機会として、あるいは計画実施後のフォローアップとして、経営サポート会議で個別企業の支援に取り組んでいます。



保証利用の維持・拡大への取組みの強化

商工団体との金融懇談会等

下記7団体の金融懇談会に出席し、各地区の現況把握に努め金融機関および商工団体との連携を強化しました。

・商工団体(7団体)…神埼市商工会、みやき・上峰町商工会、鹿島商工会議所、唐津上場商工会、小城商工会議所、佐賀商工会議所、太良町商工会

金融機関優良店舗表彰

例年店舗表彰については、保証協会主催の金融懇談会の席上で行っておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し金融懇談会は中止しました。

感謝状については、金融機関へ訪問し日頃からの保証推進の感謝の意を表すとともに表彰盾等を贈呈させていただきました。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、佐賀県内の中小企業・小規模事業者の皆さんにも大きく影響を及ぼしており、ほとんどの業種において資金繰りが急激に悪化しました。

内部体制を整え、国、地方公共団体、金融機関と連携を図りながら、大量の保証申込に迅速かつ弾力的に対応をしたところですが、未だコロナウイルス感染症の影響は続いている見通しが立たない状況が続いています。

引き続き、関係機関と連携し資金繰り支援、経営支援に取組んでいきます。

特別相談窓口の設置

令和2年1月29日(水)から設置

受付時間 平日 9時00分から18時00分まで(令和3年6月1日(火)から17時00分まで)

令和2年3月7日(土)から土曜祝日電話相談開始(令和3年3月31日(水)終了)

受付時間 平日 9時00分から17時00分まで

特別保証制度の発動

- セーフティネット保証4号 令和2年3月2日に発動
- セーフティネット保証5号 指定業種拡大
- 危機関連保証 令和2年3月13日に発動

佐賀県と連携した対応

- 佐賀県新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金 信用保証料全額補助 利子補給3年間

令和2年度の実績

佐賀県新型コロナウイルス感染症 資金繰り対策資金(経営改善)	保証申込		保証承諾	
	件数	金額	件数	金額
3,037 (3,138)	852億4,453万円 (873億2,878万円)	2,930 (3,011)	797億4,743万円 (812億293万円)	

※カッコ内は取扱開始(令和2年3月9日～令和2年6月12日)からの累計

- 佐賀県新型コロナウイルス感染症資金繰り対応資金

国が信用保証料全額または半額を補助、国が半額補助の場合は県が半額を補助 利子補給3年間

令和2年度の実績

佐賀県新型コロナウイルス感染症 資金繰り対応資金	保証申込		保証承諾	
	件数	金額	件数	金額
7,173	1,116億8,483万円	6,397 (6,699)	943億2,972万円 (988億8,523万円)	

※カッコ内は取扱開始(令和2年5月11日～令和3年5月31日)からの累計

広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に『信用保証』について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動をおこなっています。

ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に保証協会について知つていただくために、ホームページを開設しております。協会の概要や保証制度の紹介、協会からのお知らせを随時掲載しています。なお、より多くの方々にご覧いただけるよう、佐賀電子書籍ポータルサイト「saga ebooks」へ、Monthly Report(保証月報)、各種制度のパンフレット等も掲載いたしております。

ホームページアドレス
<https://www.saga-cgc.or.jp>

サガイーブックス
<https://www.saga-ebooks.jp>



リーフレットの作成



Monthly Reportの発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を、県内の金融機関、商工団体等関係機関に配布しています。
2021年度は佐賀県酒造組合にご協力いただき、佐賀の酒を広く知つていただけるよう県内の酒蔵の写真を表紙にしました。



金融機関のデジタルサイネージへの掲載について

県内に本店を有する金融機関のご協力により、営業店の窓口に設置されているデジタルサイネージに保証制度の案内を掲載しております。

今後も中小企業者にメリットのある保証制度を掲載していきます。



協会キャラクターの作成



佐賀県信用保証協会のLINE公式アカウントを開設しました

当協会ではLINE公式アカウントを開設しました。

中小企業者の皆さん、金融機関・商工団体の皆さんに、保証制度や経営支援に関する事など、役立つ情報を配信してまいります。

ぜひ、「友だち登録」をお願いします。

【友だち登録方法】

1. LINEの友だち追加から ID検索 して登録

ID:@saga-cgc

2. LINEの友だち追加から二次元コード(QRコード)を

読み取って登録



経営の透明性向上に向けた取組みとして「年度経営計画」を策定しましたので、公表いたします。

令和3年度経営計画

1. 業務環境

1 佐賀県の景気動向

我が国経済は、内閣府の月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされています。

一方、県内経済の動向は、佐賀財務事務所の佐賀県内経済情勢報告によると「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」とされています。

2 中小企業を取り巻く環境

県内中小企業の景況判断は、佐賀財務事務所の法人企業景気予測調査によると、業種別では製造業、非製造業ともに下降に転じており、規模別にみると大企業、中堅企業は引き続き上昇、中小企業は下降に転じています。先行きを見ると上昇と下降が均衡する見通しなっており、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きは不透明となっています。

3 信用保証協会を取り巻く環境

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の制約・縮小に伴う影響に対処するため、実質無利子・無保証料の「佐賀県新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金」及び「佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下「コロナ資金」という。)が創設され、事業者に対する資金供給が過去に例を見ない規模で実施されました。

このことにより、佐賀県信用保証協会(以下「協会」という。)においては令和2年末における保証債務残高は約2,000億円と前年度の約2.7倍にのぼり、協会の利用企業も前年度末の6,923社から今年2月末には9,946社へと大幅に伸長しました。

また、コロナ資金の返済緩和措置により2年後に返済が開始される案件が保証の約半数強を占めています。

このように、令和3年度経営計画期間中においては、

- ・事業者の債務の増大
- ・景気動向の不透明感

などを要因として、協会を取り巻く業務環境は大きく変動することが想定されます。

2. 業務運営方針

1 保証部門

- ・コロナ禍により業績回復が遅れている中小企業へ各種政策保証を活用した資金繰り支援を積極的に行いつつ、業績悪化しているなどの要因により専門家の助言が必要と思われる中小企業へ専門家を紹介する取組みを経営支援部門と連携して実施します。
- ・経営者保証が中小企業の事業承継や経営者の再チャレンジの進まない一因となっており、将来の事業承継や再チャレンジの促進を図るために、金融機関と連携を図りながら経営者保証を不要とする保証を推進します。
- ・全国信用保証協会連合会を中心に「保証業務の電子化」の検討が進められており、電子化への移行を円滑にするための方策を実施します。

2 期中管理・経営支援部門

- ・コロナ禍により景気の先行きが不透明となっているなか、資金繰り支援と併せて期中支援(経営改善支援)及び再生支援を強化します。
- ・事業承継ネットワーク事務局(経営者保証コーディネーター)及び金融機関と連携しながら「事業承継特別保証」を活用しつつ、事業承継の実現に取り組みます。
- ・経営支援の取組みを今後向上していくために、その効果を検証するための各種支援のデータを蓄積していきます。

3 回収部門

コロナ禍の影響による代位弁済の増加により回収環境は更に厳しくなると予想されます。
求償権回収の効率化を図るため、初動を徹底するとともに関係者の実情を踏まえた対応や再生支援の目線を取り入れた対応を行っていきます。

また、管理事務停止や求償権の整理を推進し、管理の効率化に取り組みます。

4 その他間接部門

協会の公共性と社会的責任の重さを認識し、運営基盤の安定化を図るとともに、近年の様々な危機に対応できる組織体制づくりに取り組みます。また、健全な業務運営を通じて当協会への信頼を確立するため、業務環境の変化に対応できる人材の育成と情報発信に取り組みます。

3. 主な重点課題

1 コロナ資金終了後の資金繰り支援への取組み

コロナ資金終了後の国や地公体の施策を積極的に取り組み、中小企業の資金繰り支援を実施しつつ、中小企業や金融機関、商工団体等へのアンケートなどによる情報収集を行い、コロナ禍において変化した中小企業のニーズやライフステージを把握します。

また、コロナ禍の影響を受け経営改善等が早期に必要な中小企業に新たな資金が必要な場合は、金融機関の継続的な支援を条件とする「伴走支援型特別保証」などで支援し、経営の安定を図ります。

加えて、経営状況の悪化などにより専門的な助言が必要と思われる中小企業を保証や条件変更の申込時に把握し、経営支援部門と連携し、専門家を紹介する取組みを実施します。

2 経営者保証を不要とする保証の適切な対応

経営者保証を不要とする保証の推進のため、「財務要件型無保証人保証」及び「金融機関連携型」、「担保充足型」の保証に積極的に取り組みます。

また、経営者保証を不要とする取扱い及び「財務要件型無保証人保証」の概要を月報やホームページなどで紹介し、金融機関及び関係団体へ更なる周知を図ります。

3 保証業務の電子化へ向けた効率的な事務手続への取組み

令和3年4月から信用保証申込書等の書式変更と7月から信用保証委託契約書の徴求時期の変更が実施されるため、書式改正と事務手続きの見直しを行うとともに金融機関等へ説明会開催などで周知を図り、円滑に開始ができるよう取り組みます。

4 期中支援(経営改善支援)・再生支援の強化

- 経営改善支援候補企業を選定したうえで、金融機関や専門支援機関と連携した対応を図ります。
- 経営改善支援実施企業のうち、依然としてコロナ禍の影響を受け、特に当面の資金繰りに対応する必要がある中小企業については、再生支援協議会の「新型コロナウイルス感染症特例リスクケジュール」に取り組みます。それに加えて新たな資金が必要な場合は、伴走支援型特別保証などを併用しながら資金繰りの安定化を図ります。
- 中小企業経営診断システム(McSS)を利活用し、経営改善支援実施企業とのコミュニケーションを深めていきます。
- 今後、増加することが見込まれる期中支援(経営改善支援)の取組みに対し、迅速かつ円滑に対応するため内部態勢の強化を図ります。

5 事業承継支援の強化

- 事業承継特別保証(以下「承継特別」という。)の推進のために「経営者保証コーディネーター」との連携を強化します。
- 金融機関の内部研修などで承継特別の周知を図ります。
- 承継特別の利用候補企業リストを作成し、金融機関に同リスト企業の事業承継の取組状況など聴取しながら承継特別を提案し、普及拡大に取り組みます。
- 専門家派遣事業による事業承継計画策定支援も必要に応じて取り組みます。

6 経営支援の効果測定のためのデータ蓄積

- 「創業支援」「期中支援(経営改善支援)」「再生支援」「事業承継支援」の各種支援ごとに以下の測定項目の実績データを蓄積していきます。

○ 創業支援
創業後のモニタリング実施方法、モニタリング結果、相談内容、相談内容の対応策

○ 経営改善支援
関与する専門支援機関、専門家派遣の内容、経営サポート会議及び金融支援内容、モニタリング結果、CRD財務点数

○ 再生支援
再生支援協議会の計画内容、モニタリング結果、CRD財務点数

○ 事業承継支援
支援内容、事業承継予定期間、モニタリング結果

7 回収効率化の促進

- 定期弁済を継続している連帯保証人に対しては、一部弁済による保証債務免除に取り組みます。
- 再生可能な中小企業へは、経営支援部門と連携し、求償権消滅保証に取り組みます。
- 不動産任意処分が困難な求償権へは、競売への移行に取り組みます。

8 求償権管理の効率化

回収見込みの早期見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は、速やかに管理事務停止を推進し、求償権整理に取り組みます。

9 内部管理体制の充実

- コンプライアンス・プログラムの着実な実施及び反社会的勢力等の排除の取組みを継続します。
- 近年の様々な危機に対応するための情報の収集と迅速な対応を図ります。

10 人材の育成と職場環境の充実

- 外部研修への参加や関係機関との勉強会、セミナー等への講師派遣により職員の専門的知識の習得とスキルの向上を図ります。
- 新入職員に対するOJTを継続的に実施し、専門的知識の習得を促進します。
- 年間健康推進計画を着実に実施し、ワークライフバランス及び職員の健康管理を推進します。

11 広報活動の充実

協会の保証推進活動や取組みを正確、タイムリーに発信し信頼度を向上させるため、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用した広報に取り組みます。また、広報活動を通して金融機関や関係団体と連携しながら保証利用企業者の維持を図ります。

4. 保証承諾等の見通し

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	300億円	100.0%
保証債務残高	1,920億円	246.2%
代位弁済	12億円	126.3%
回収	5.5億円	78.6%

業務計画

(単位:百万円、%)

区分	金額	前年度計画比
保証承諾	30,000	100.0
保証債務残高	192,000	246.2
代位弁済	1,200	126.3
求償権実際回収	550	78.6

基本財産	年度末残高	増加額
基 金	4,343	0
基 金 準 備 金	7,678	277
合 計	12,021	277

収支予算

(単位:千円)

支出の部	
科目	金額
経常支出	
業務費	641,450
借入金利息	0
信用保険料	882,000
責任共有負担金納付金	0
雑支出	1,000
合計	1,524,450
経常収支差額	524,778
経常外支出	
求償権償却	954,388
責任準備金繰入	1,161,600
求償権償却準備金繰入	103,858
その他	4
合計	2,219,850
経常外収支差額	△ 9,097
制度改革促進基金取崩額	50,000
収支差額	565,681

収入の部	
科目	金額
経常収入	
保証料	1,014,843
運用資産収入	132,364
その他	902,021
合計	2,049,228
経常外収入	
償却求償権回収金	92,895
責任準備金戻入	1,219,652
求償権償却準備金戻入	58,920
求償権補填金戻入	839,284
その他	2
合計	2,210,753

経営の透明性向上に向けた取組みとして「第6次中期事業計画」を策定しましたので、公表いたします。

■ 第6次中期事業計画(令和3年度～5年度)

佐賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の育成と地域経済の発展に貢献します。

令和3年度から5年度までの3か年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 コロナ資金終了後の中小企業者への資金繰り支援

未だコロナ禍の終息が見えないなか、業績回復が遅れている中小企業からの更なる資金導入や返済緩和の条件変更の相談に積極的に対応し、中小企業の資金繰り支援に努めます。

また、経営状況の悪化などにより専門的な助言が必要と思われる中小企業へ、専門家を紹介する取組みを強化します。

2 経営者保証を不要とする保証の推進

中小企業の事業承継や経営者の再チャレンジが進まない一因として経営者保証が課題となっており、そのため「経営者保証に関するガイドライン」に沿って経営者保証に依存しない保証を推進してきました。しかし、依然として事業承継の遅延や再チャレンジへの機会の喪失があり、将来の事業承継や再チャレンジの促進を図るために、金融機関と連携を図りながら経営者保証を不要とする保証を推進します。

3 保証手続きの電子化への取組み

全国信用保証協会連合会を中心に「保証事務の電子化」の検討が進められており、システム開発に先駆けて令和3年度から事務の効率化に資する手続きの変更が実施されるため、事務手続きの見直しや関係団体への周知等に取り組みます。

4 期中・再生支援の強化

コロナ資金などで中小企業の金融債務は増大し、コロナ禍により景気の先行きが不透明となっているなか、特にコロナ禍の影響を受けている中小企業に対し、金融機関や支援機関と連携強化を図りながら期中支援(経営改善支援)や再生支援に積極的に取り組みます。

5 事業承継支援の強化

中小企業の事業承継や経営者の再チャレンジが進まない一因として経営者保証が課題となっており、そのため「経営者保証に関するガイドライン」に沿って経営者保証に依存しない保証を推進してきた。そのような事業承継の阻害要因の解決策として「事業承継特別保証制度(以下、「承継特別」という。)」を推進し、事業承継が実現するよう積極的に取り組む。また、必要に応じて「事業承継計画策定支援」にも取り組みます。

6 経営支援(創業・期中・再生・事業承継)の効果測定のためのデータ蓄積

平成30年度に中小企業に対する経営支援が協会の業務として新たに位置づけられ、積極的に取り組んできました。そのようななか、経営支援の取組みが今後更に向上していくためには、その効果を検証し、更なる工夫や改善をしていくことが重要です。

そのために本中期事業計画期間の3か年を準備期間として、当協会における経営支援の効果を測定するため以下のデータを蓄積し、次回の第7次中期事業計画でこれらを踏まえた経営支援にかかる定量的な効果検証の指標及び目標値を明記する方針です。

○ 創業者支援

創業後のモニタリング実施方法、モニタリング結果、相談内容、相談内容の対応策

○ 経営改善支援

関与する支援機関、専門家派遣の内容、経営サポート会議及び金融支援内容、モニタリング結果、CRD財務点数

○ 再生支援

再生支援協議会の計画内容、モニタリング結果、CRD財務点数

○ 事業承継支援

申込み内容、専門家派遣の内容、事業承継予定時期、モニタリングの結果

7 求償権管理・回収の効率化

求償権の回収環境は有担保求償権の減少や第三者保証のない求償権の増加等による質的劣化が進んでいることに加え、コロナ禍の影響による代位弁済の増加により今後更に厳しくなると予想されます。

このようななか、求償権回収の効率化を図るため、初動を徹底するとともに関係者の実情を踏まえた細やかな対応や再生支援の目線を取り入れた対応を図ります。

また、回収見込みの早期見極めにより管理事務停止や求償権の整理を推進し、管理の効率化に取り組みます。

8 その他間接部門

協会の公共性と社会的責任の重さを認識し、運営基盤の安定化を図るとともに、近年の様々な危機に対応できる組織体制づくりを推進します。また、健全な業務運営を通じて当協会への信頼を確立するため、業務環境の変化に対応できる人材の育成と情報発信を図ります。

【保証承諾等の見通し】

令和3年度から5年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は以下のとおりです。

(単位:億円)

	3年度		4年度		5年度		
	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比	
保証承諾	300	100.0%	17.1%	280	93.3%	250	89.3%
保証債務残高	1,920	246.2%	94.6%	1,750	91.1%	1,540	88.0%
代位弁済	12	126.3%	176.5%	17	141.7%	22	129.4%
実際回収	5.5	78.6%	103.8%	5.6	101.8%	5.7	101.8%

令和2年度事業報告

貸借対照表

借 方	
科 目	金 額
現 金	331,453
現 金	331,453
小 切 手	0
預 け 金	5,060,178,385
当 座 預 金	0
普 通 預 金	1,535,325,922
通 知 預 金	0
定 期 預 金	3,515,000,000
郵 便 貯 金	9,852,463
金 銭 信 託	0
有 債 証 券	13,201,262,000
国 債	0
地 方 債	3,199,370,000
社 債	9,999,892,000
株 式	2,000,000
受 益 証 券	0
そ の 他 有 債 証 券	0
新 株 予 約 権	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0
動 産・不 動 産	602,957,182
事 業 用 不 動 産	589,697,834
事 業 用 動 産	13,259,348
所 有 動 産・不 動 産	0
損 失 补 償 金 見 返	15,614,813,774
保 証 債 務 見 返	203,475,554,103
求 償 権	186,681,644
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	399,941,257
仮 払 金	468,360
保 証 金	0
厚 生 基 金	91,926,000
連 合 会 勘 定	135,924
未 収 利 息	32,090,645
未 経 過 保 険 料	275,320,328
合 計	238,541,719,798

貸 方	
科 目	金 額
基 本 財 產	11,738,055,696
基 金	4,343,315,100
基 金 準 備 金	7,394,740,596
制 度 改 革 促 進 基 金	212,163,415
収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,588,399,095
責 任 準 備 金	1,221,540,924
求 償 権 償 却 準 備 金	55,859,118
退 職 給 与 引 当 金	444,390,950
損 失 补 償 金	15,614,813,774
保 証 債 務	203,475,554,103
求 償 権 債 填 金	0
保 険 料	0
損 失 补 償 金 債 填 金	0
借 入 金	0
長 期 借 入 金 (うち日本政策金融公庫分)	0
短 期 借 入 金 (うち日本政策金融公庫分)	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
雜 勘 定	4,190,942,723
仮 受 金	1,146,261
保 険 納 付 金	45,876,921
損 失 补 償 納 付 金	16,213,030
未 経 過 保 証 料	4,125,634,105
未 払 保 険 料	1,184,769
未 払 費 用	887,637
合 計	238,541,719,798

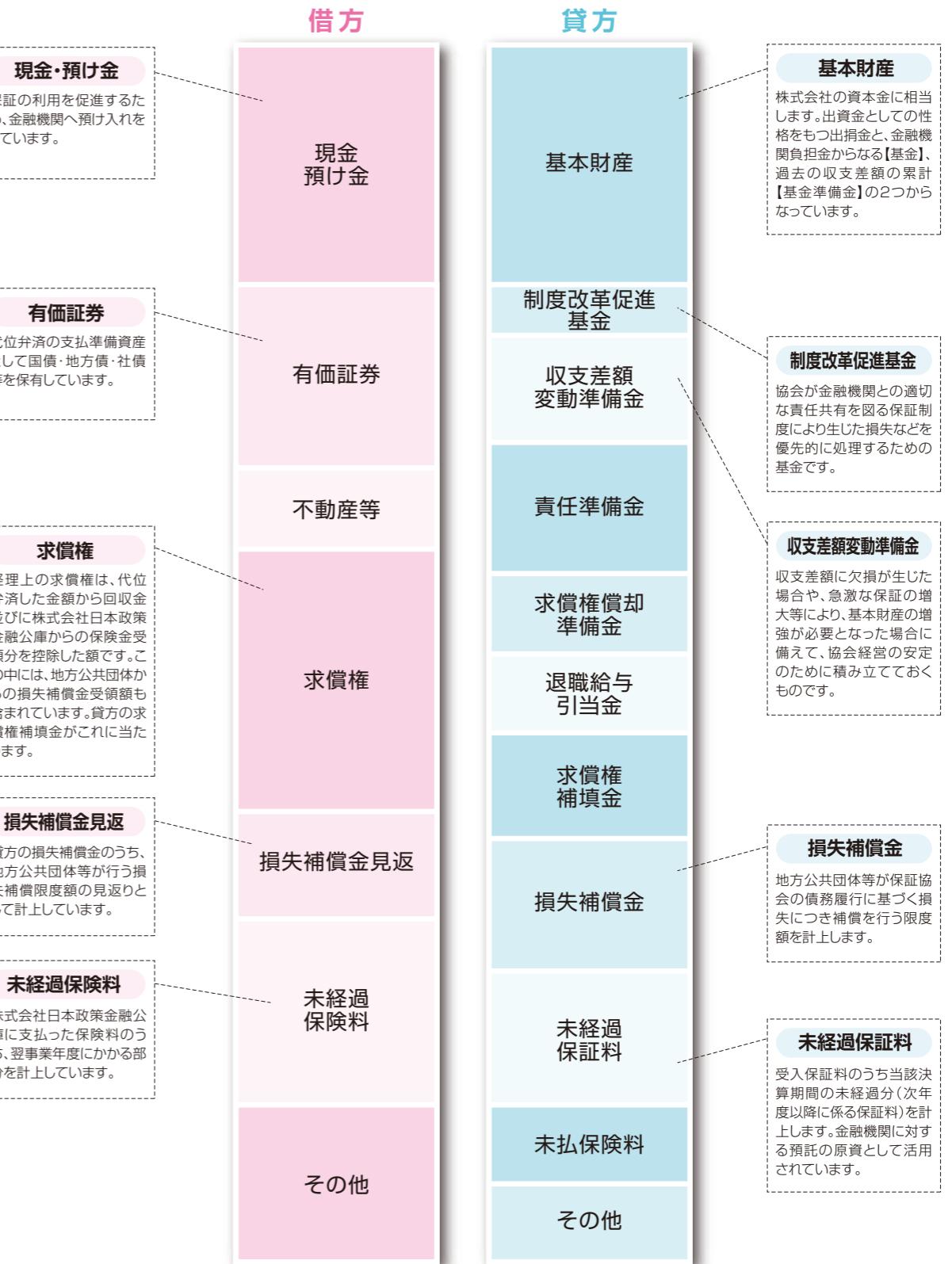
財産目録

資 産	
科 目	金 額
現 金	331,453
預 け 金	5,060,178,385
金 銭 信 託	0
有 債 証 券	13,201,262,000
そ の 他 有 債 証 券	0
動 産・不 動 産	602,957,182
損 失 补 償 金 見 返	15,614,813,774
保 証 債 務 見 返	203,475,554,103
求 償 権	186,681,644
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	399,941,257
合 計	238,541,719,798

負 債	
科 目	金 額
責 任 準 備 金	1,221,540,924
求 償 権 償 却 準 備 金	55,859,118
退 職 給 与 引 当 金	444,390,950
損 失 补 償 金	15,614,813,774
保 証 債 務	203,475,554,103
求 償 権 債 填 金	0
借 入 金	0
雜 勘 定	4,190,942,723
合 計	225,003,101,592
正 味 財 產	13,538,618,206

用語解説

【貸借対照表】



収支計算書

支出の部	
科目	金額
経常支出	
業務費	602,881,411
役職員給与	273,407,318
退職給与引当金繰入	24,255,810
その他人件費	103,183,208
旅費	31,200
事務費	78,372,246
賃借料	9,395,869
動産・不動産償却	35,608,599
信用調査費	181,517
債権管理費	41,698,827
指導普及費	12,599,797
負担金	24,147,020
借入金利息	0
信用保険料	736,826,985
責任共有負担金納付金	0
雜支出	924,528
合計	1,340,632,924
経常収支差額	387,043,413
経常外支出	
求償権償却	677,978,722
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雜勘定償却	0
退職金	138,000
責任準備金繰入	1,221,540,924
求償権償却準備金繰入	55,859,118
その他支出	0
合計	1,955,516,764
経常外収支差額	△ 783,805,839
制度改革促進基金取崩額	50,161,521
収支差額変動準備金取崩額	346,600,905
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

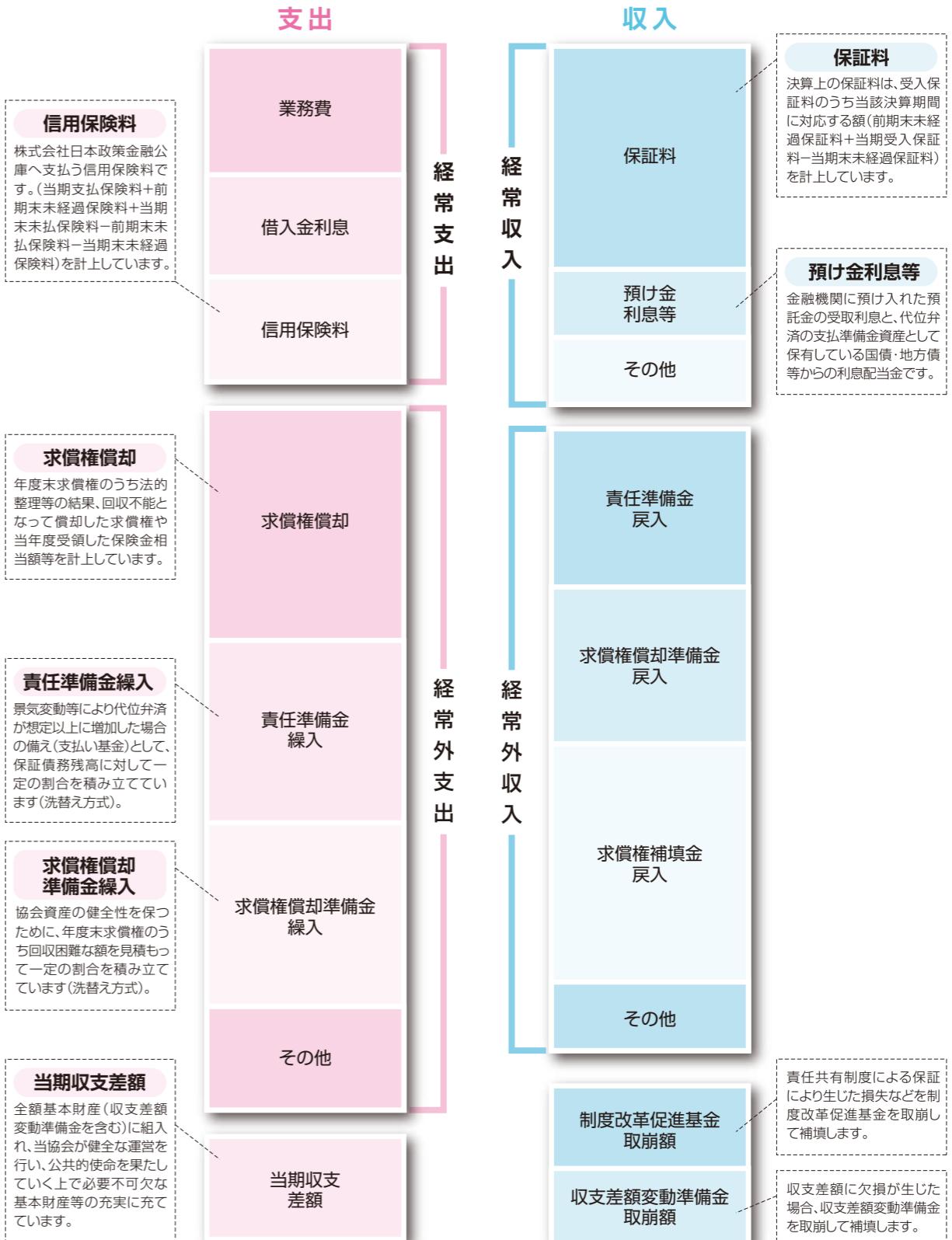
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 単位:円)

収入の部	
科目	金額
経常収入	
保証料	886,522,335
預け金利息	1,669,600
有価証券利息配当金	126,772,346
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	10,674,788
事務補助金	583,897,796
責任共有負担金	109,080,000
雑収入	9,059,472
合計	1,727,676,337
経常外収入	
償却求償権回収金	90,689,695
責任準備金戻入	447,100,776
求償権償却準備金戻入	73,618,832
求償権補填金戻入	560,301,622
保険金	511,406,694
損失補償補填金	48,894,928
補助金	0
その他収入	0
合計	1,171,710,925



用語解説

【収支計算書】



■ 基本財産について

■ 基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、佐賀県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率といいます。)と定められています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

■ 基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金(しゅつえんきん)と金融機関等負担金で構成されています。
②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

■ 基本財産の推移

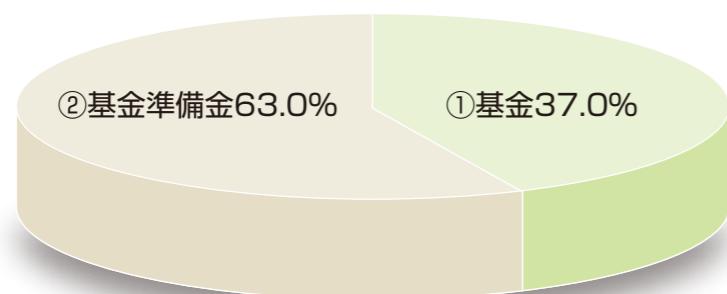
(単位：千円)

年 度	基本財産	基 金	基 金 準 備 金
平成26年度	11,485,182	4,343,315	7,141,867
平成27年度	11,606,686	4,343,315	7,263,371
平成28年度	11,634,888	4,343,315	7,291,573
平成29年度	11,695,006	4,343,315	7,351,691
平成30年度	11,722,101	4,343,315	7,378,786
令和元年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741
令和2年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741

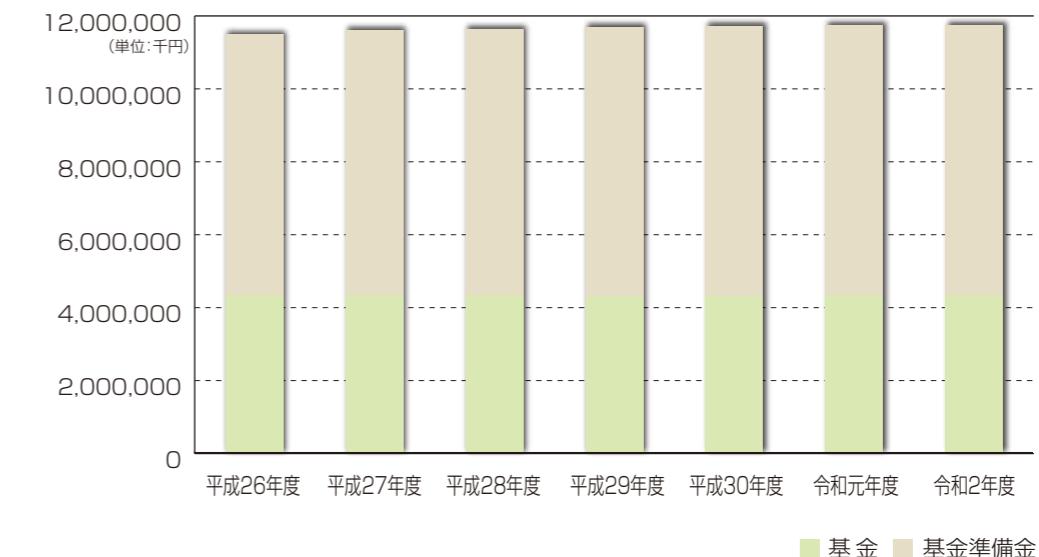
■ 基本財産の内訳

(令和3年3月31日現在)

基本財産117億38百万円	
①基 金	43億43百万円
地方公共団体出捐金	32億円
金融機関等出捐金・負担金	11億43百万円
②基金準備金	73億95百万円



■ 基本財産



■ 信用保証の動向

保証承諾

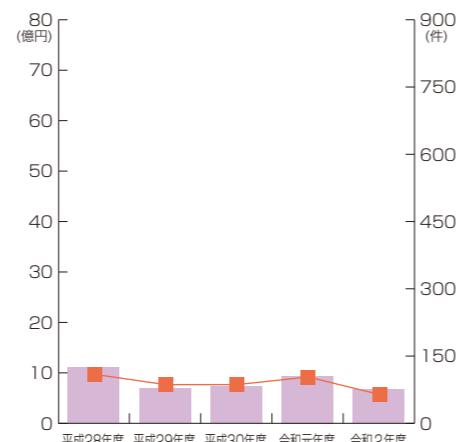
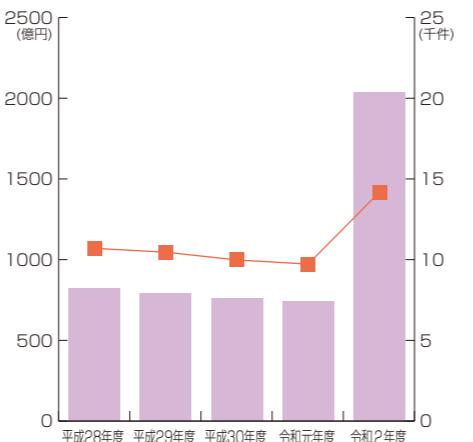
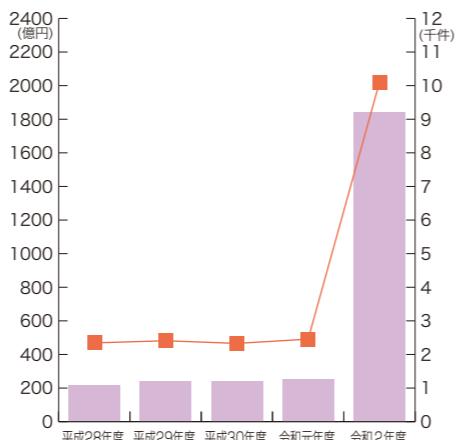
年 度	件 数	金 額
平成28年度	2,344	21,499,785
平成29年度	2,408	24,132,913
平成30年度	2,329	24,363,115
令和元年度	2,456	25,461,598
令和2年度	10,095	184,325,247

保証債務残高

年 度	件 数	金 額
平成28年度	10,700	81,920,156
平成29年度	10,461	78,847,814
平成30年度	9,979	76,201,754
令和元年度	9,723	74,391,263
令和2年度	14,184	203,475,554

代位弁済

年 度	件 数	金 額
平成28年度	123	1,104,216
平成29年度	88	689,199
平成30年度	88	732,987
令和元年度	105	936,558
令和2年度	66	670,557

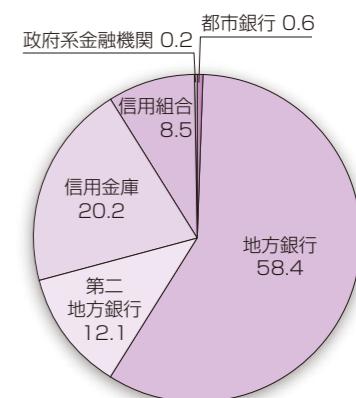


■ 令和2年度業務実績

保証承諾状況

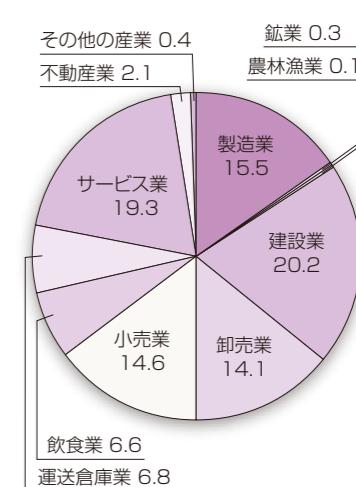
金融機関群別保証承諾

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	32	1,162,000	0.6	239.6
地方銀行	4,709	107,639,244	58.4	881.4
第二地方銀行	1,699	22,222,350	12.1	721.6
信用金庫	2,601	37,209,586	20.2	558.3
信用組合	1,039	15,643,945	8.5	590.6
政府系金融機関	15	448,122	0.2	120.7
農業協同組合	0	0	—	—
合 計	10,095	184,325,247	100.0	723.9



業種別保証承諾

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	1,378	28,560,750	15.5	764.9
食料品	234	5,829,000	3.2	594.0
繊維品	52	1,089,000	0.6	559.6
木材・木製品	49	890,900	0.5	804.8
家具・建具	73	1,011,900	0.5	3,489.3
紙工事業	25	725,000	0.4	906.3
印刷製本業	54	952,840	0.5	547.6
化学生産	10	232,000	0.1	1,054.5
石油・石炭製品	1	6,000	—	—
ゴム・プラスチック	28	804,000	0.5	14,105.3
ゴム製品製造業	5	85,000	—	—
皮革工業	1	2,500	0.0	25.0
窯業	204	3,958,850	2.1	564.5
機械	140	4,306,560	2.4	1,106.8
電気機器	55	1,131,800	0.6	1,576.3
車両	9	312,500	0.2	1,562.5
船舶	43	1,124,700	0.6	494.4
金属	106	2,710,300	1.5	951.3
ソフトウェア業	23	456,500	0.2	567.1
情報処理サービス業	5	61,100	0.0	230.6
その他	261	2,870,300	1.6	883.2
農林漁業	7	155,000	0.1	939.4
鉱業	15	512,000	0.3	—
建設業	2,101	37,154,415	20.2	681.4
卸売業	993	25,978,891	14.1	711.9
小売業	1,564	26,971,422	14.6	640.1
飲食業	1,301	12,205,383	6.6	909.1
運送倉庫業	394	12,443,922	6.8	743.3
サービス業	2,020	35,627,607	19.3	967.8
不動産業	261	3,950,707	2.1	275.0
その他	61	765,150	0.4	292.6
合 計	10,095	184,325,247	100.0	723.9



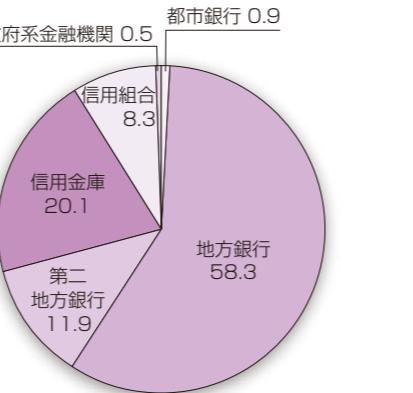
制度別保証承諾

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
〔協会制度〕	319	7,455,163	4.0	70.7
特定社債	14	520,000	0.3	101.6
流動資産担保融資	17	427,040	0.2	95.3
普通保証	104	2,242,812	1.2	43.5
根保証	8	246,000	0.1	115.5
特別小口	0	0	—	—
経営安定関連	5	135,811	0.1	754.5
創業関連	0	0	—	—
長期経営	0	0	—	—
当座貸越	13	391,000	0.2	96.5
カードローン	49	295,500	0.2	90.5
アタック	5	162,000	0.1	39.5
小口零細企業	0	0	0.0	—
がんばる5000	1	9,000	0.0	2.0
がんばる500	0	0	—	—
事業再生円滑化	0	0	—	—
全国緊急	0	0	—	—
震災緊急	0	0	—	—
経営力強化保証	0	0	—	—
事業再生計画実施関連	1	20,000	0.0	17.4
TAG保証	78	1,905,000	1.0	77.3
経営承継準備	0	0	—	—
危機関連保証	22	1,060,000	0.6	—
承継特別	2	41,000	0.0	—
その他	0	0	—	—
〔県制度〕	9,499	175,650,869	95.3	1,660.2
県中小振興	0	0	—	—
県短期	3	5,900	0.0	10.4
県規模一般	26	175,400	0.1	18.1
県小規模小口事業	21	91,700	0.1	33.9
県小規模特小	0	0	—	—
県特別対策資金	9,449	175,377,869	95.1</td	

保証債務残高状況

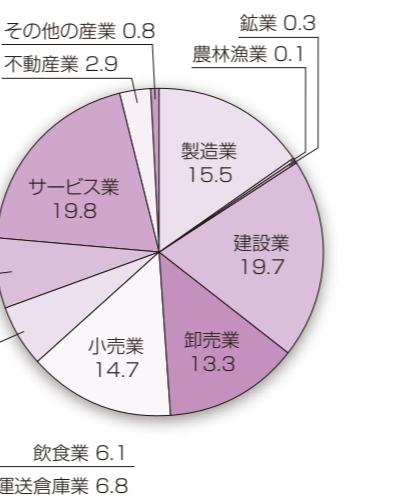
金融機関群別保証債務残高

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	54	1,720,750	0.9	179.9
地方銀行	6,677	118,607,572	58.3	329.0
第二地方銀行	2,204	24,244,416	11.9	274.7
信用金庫	3,732	40,966,474	20.1	214.1
信用組合	1,452	16,974,316	8.3	203.1
政府系金融機関	65	962,026	0.5	90.2
農業協同組合	0	0	—	—
合計	14,184	203,475,554	100.0	273.5



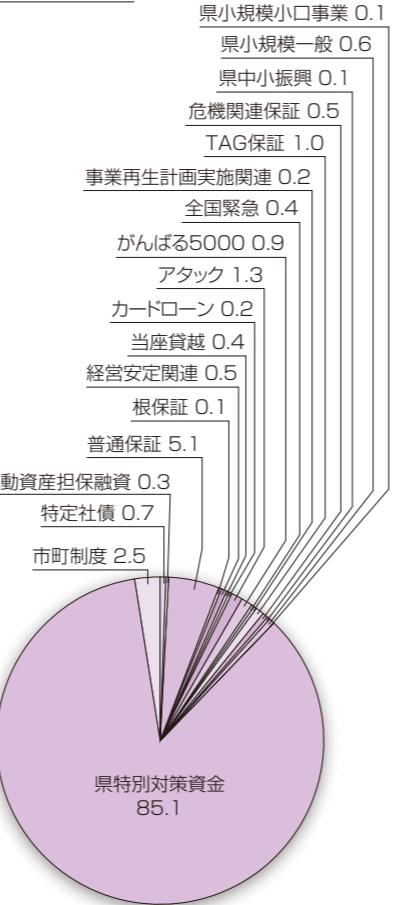
業種別保証債務残高

業 種	件 数	金 額	構成比	前年度比
製 造 業	1,938	31,729,714	15.5	275.3
食 料 品	318	6,222,537	3.1	257.2
織 維 品	76	1,164,282	0.6	348.7
木 材 ・ 木 製 品	60	812,081	0.4	223.5
家 具 ・ 建 具	93	1,151,729	0.6	340.0
紙 工 業	31	833,199	0.4	284.7
印 刷 製 本 業	90	1,160,025	0.6	271.3
化 学 工 業	14	246,478	0.1	231.6
石 油 ・ 石 炭 製 品	1	5,800	0.0	131.0
ゴム ・ プラスチック	33	865,964	0.4	525.2
ゴム 製品 製造 業	4	64,480	0.0	5,386.8
皮 革 工 業	7	147,068	0.1	100.5
窯 業	298	4,828,872	2.4	220.3
機 械	190	4,545,448	2.2	386.6
電 気 機 器	76	1,392,477	0.7	312.3
車 両	12	324,178	0.2	743.1
船 舶	53	1,267,881	0.6	189.3
金 屬	155	3,047,341	1.5	274.1
ソ フ ト ウ エ ア 業	34	468,105	0.2	216.8
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	8	78,850	0.0	237.6
そ の 他 の 工 業	385	3,102,919	1.4	298.8
農 林 漁 業	11	134,191	0.1	282.3
鉱 業	16	510,474	0.3	286.0
建 設 業	3,096	40,069,866	19.7	253.7
卸 売 業	1,273	27,129,155	13.3	293.6
小 売 業	2,295	29,984,585	14.7	247.6
飲 食 業	1,529	12,316,840	6.1	317.6
運 送 倉 庫 業	567	13,777,445	6.8	266.6
サ ー ビ ス 業	2,864	40,222,397	19.8	322.0
不 動 産 業	451	5,995,942	2.9	212.2
そ の 他 の 产 業	144	1,604,945	0.8	142.0
合 計	14,184	203,475,554	100.0	273.5



制度別保証債務残高

制 度 名	件 数	金 額	構成比	前年度比
〔協 会 制 度〕	1,338	23,617,957	11.6	82.6
特 定 社 債	33	1,470,400	0.7	145.0
流動資産担保融資	20	595,221	0.3	93.5
普 通 保 証	719	10,434,957	5.1	74.5
根 保 証	8	206,000	0.1	92.4
特 別 小 口	0	0	—	—
経 営 安 定 関 連	60	911,347	0.5	72.6
創 業 関 連	0	0	—	—
長 期 経 営	1	38,000	0.0	56.7
当 座 貸 越	29	731,855	0.4	85.9
カ ー ド ロ ー ン	87	496,341	0.2	86.1
ア タ ッ ク	102	2,540,911	1.3	82.8
小 口 零 細 企 業	2	4,342	0.0	27.6
がんばる5000	112	1,748,243	0.9	65.8
がんばる500	1	1,836	0.0	26.8
事 業 再 生 円 滑 化	0	0	—	—
全 国 繫 急	35	809,812	0.4	82.2
震 災 繫 急	1	1,500	0.0	33.3
経 営 力 強 化 保 証	3	23,445	0.0	70.2
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連	14	436,174	0.2	115.9
T A G 保 証	85	2,096,349	1.0	80.2
経 営 承 繼 準 備	1	94,908	0.0	92.9
危 機 関 連 保 証	19	908,000	0.5	—
承 繼 特 別	2	40,550	0.0	—
そ の 他	4	27,766	0.0	32.0
〔県 制 度〕	10,573	174,747,288	85.9	492.9
県 中 小 振 興	27	113,849	0.1	50.0
県 短 期	3	5,883	0.0	23.7
県 小 規 模 一 般	330	1,159,646	0.6	42.8
県 小 規 模 小 口 事 業	150	295,245	0.1	47.8
県 小 規 模 特 小	2	2,175	0.0	18.9
県 特 別 対 策 資 金	10,061	173,170,489	85.1	543.5
〔市 町 制 度〕	2,273	5,110,309	2.5	49.3
合 計	14,184	203,475,554	100.0	273.5



代位弁済状況

金融機関群別代位弁済

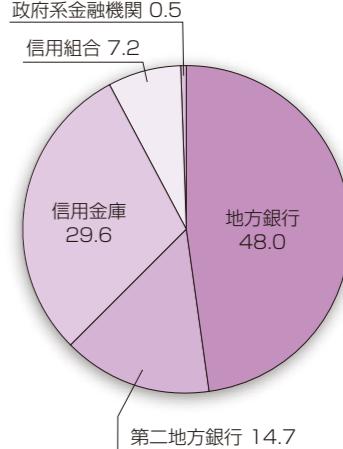
金	融	機	関	件	数	金	額	構成比	前年度比
都	市	銀	行		0		0	—	—
地	方	銀	行		35	321,897	48.0	54.2	
第	二	地	方	銀	行	9	98,607	14.7	123.4
信	用	金	庫		15	198,366	29.6	93.8	
信	用	組	合		6	48,159	7.2	100.0	
政	府	系	金	融	機	関	1	3,528	0.5
農	業	協	同	組	合		0	—	134.2
合				計	66	670,557	100.0	71.6	

業種別代位弁済

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	9	120,615	18.0	33.3
食料品	1	2,481	0.4	3.7
織維品	0	0	—	—
木材・木製品	3	20,747	3.1	310.3
家具・建具	0	0	—	—
紙工業	0	0	—	—
印刷製本業	0	0	—	—
化学工業	1	465	0.1	—
石油・石炭製品	0	0	—	—
ゴム・プラスチック	0	0	—	—
ゴム製品製造業	0	0	—	—
皮革工業	0	0	—	—
窯業機械	3	48,586	7.2	25.9
電気機器	0	0	—	—
車両	0	0	—	—
船舶	0	0	—	—
金属	1	48,336	7.2	—
ソフトウェア業	0	0	—	—
情報処理サービス業	0	0	—	—
その他の工業	0	0	—	—
農林漁業	0	0	—	—
鉱業	0	0	—	—
建設業	12	100,666	15.0	58.8
卸売業	16	232,320	34.6	116.2
小売業	14	132,560	19.8	150.1
飲食業	7	18,686	2.8	135.4
運送倉庫業	2	43,197	6.4	—
サービス業	6	22,513	3.4	22.4
不動産業	0	0	—	—
その他の産業	0	0	—	—
合計	66	670,557	100.0	71.6

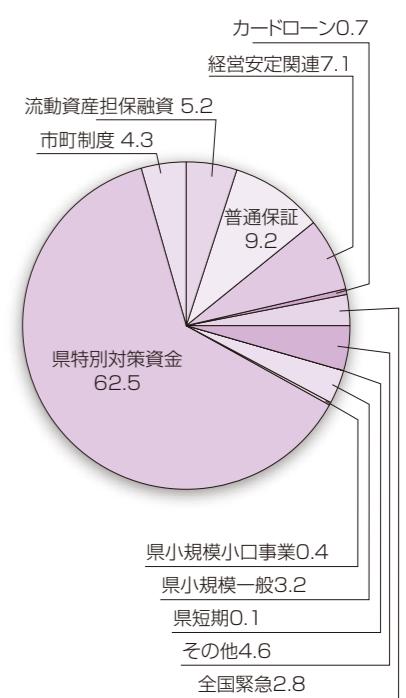
制度別代位弁済

制 度 名	件 数	金 額	構成比	前年度比
[協 会 制 度]	15	198,291	29.6	53.9
特 定 社 債	0	0	—	—
流動資産担保融資	1	34,629	5.2	—
普 通 保 証	7	61,387	9.2	106.2
根 保 証	0	0	—	—
特 別 小 口	0	0	—	—
経 営 安 定 関 連	3	47,490	7.1	33.5
創 業 関 連	0	0	—	—
長 期 経 営	0	0	—	—
当 座 貸 越	0	0	—	—
カ ー ド ロ ー ン	1	4,803	0.7	55.4
ア タ ッ ク	0	0	—	—
小 口 零 細 企 業	0	0	—	—
がんばる 5000	0	0	—	—
がんばる 500	0	0	—	—
事業再生円滑化	0	0	—	—
全 国 繁 急	2	18,810	2.8	46.0
震 災 繁 急	0	0	—	—
経 営 力 強 化 保 証	0	0	—	—
事業再生計画実施関連	0	0	—	—
T A G 保 証	0	0	—	—
経 営 承 繼 準 備	0	0	—	—
そ の 他	1	31,172	4.6	—
[県 制 度]	40	443,562	66.1	89.4
県 中 小 振 興	0	0	—	—
県 短 期	1	458	0.1	—
県 小 規 模 一 般	7	21,174	3.2	50.3
県 小 規 模 小 口 事 業	2	2,532	0.4	13.5
県 小 規 模 特 小	0	0	—	—
県 特 別 対 策 資 金	30	419,398	62.5	97.2
[市 町 制 度]	11	28,704	4.3	39.7
合 計	66	670,557	100.0	71.6



A pie chart illustrating the distribution of different business sectors in Japan. The sectors and their percentages are:

- 飲食業 (Food Services): 2.8%
- 運送倉庫業 (Transportation and Warehousing): 6.4%
- サービス業 (Services): 3.4%
- 製造業 (Manufacturing): 18.0%
- 建設業 (Construction): 15.0%
- 卸売業 (Wholesale): 34.6%
- 小売業 (Retail): 19.8%



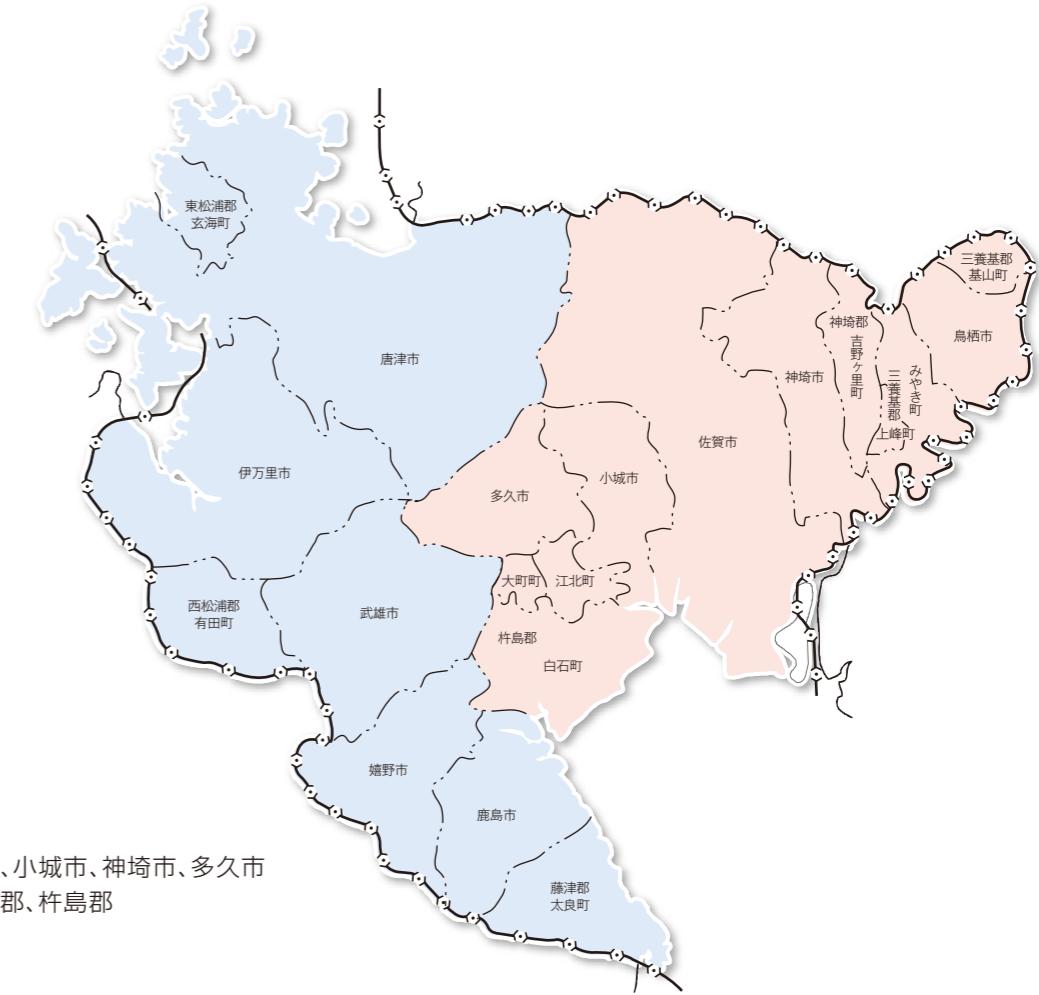
佐賀県信用保証協会役員

(令和3年6月1日現在)

役員名	氏名	就任年月日	備考
会長	池田 英雄	R1.9.1	常勤
専務理事	石井 祐次郎	R2.9.1	常勤
常務理事	山口 康郎	H29.10.6	常勤
理事	寺島 克敏	R2.4.9	非常勤 佐賀県産業労働部長
理事	川崎 常博	R3.6.1	非常勤 佐賀県議会議員
理事	秀島 敏行	H18.5.18	非常勤 佐賀市長
理事	武廣 勇平	H31.2.22	非常勤 上峰町長
理事	坂井 秀明	H30.4.2	非常勤 佐賀銀行取締役頭取
理事	二宮 洋二	H26.7.23	非常勤 佐賀共栄銀行取締役頭取
理事	松永 功	R2.7.15	非常勤 佐賀県信用金庫協会会長
理事	柏森 久	R1.6.20	非常勤 佐賀県信用組合協会会長
理事	新谷 紀明	R2.4.9	非常勤 商工組合中央金庫佐賀支店長
理事	陣内 芳博	R1.11.12	非常勤 佐賀県商工会議所連合会会長
理事	内田 健	H22.5.25	非常勤 佐賀県中小企業団体中央会会长
理事	峰 英太郎	H30.6.27	非常勤 佐賀県商工会連合会会長
理事	枝吉 真喜子	H29.9.1	非常勤 (株)サガシキ 取締役
理事	岩瀬 豊美	H29.9.1	非常勤 大和産業(株) 代表取締役
監事	吉田 直史	R2.9.1	常勤
監事	福田 恵巳	H28.9.1	非常勤 弁護士
監事	松本 さぎり	H30.4.1	非常勤 公認会計士

役員構成・組織機構図

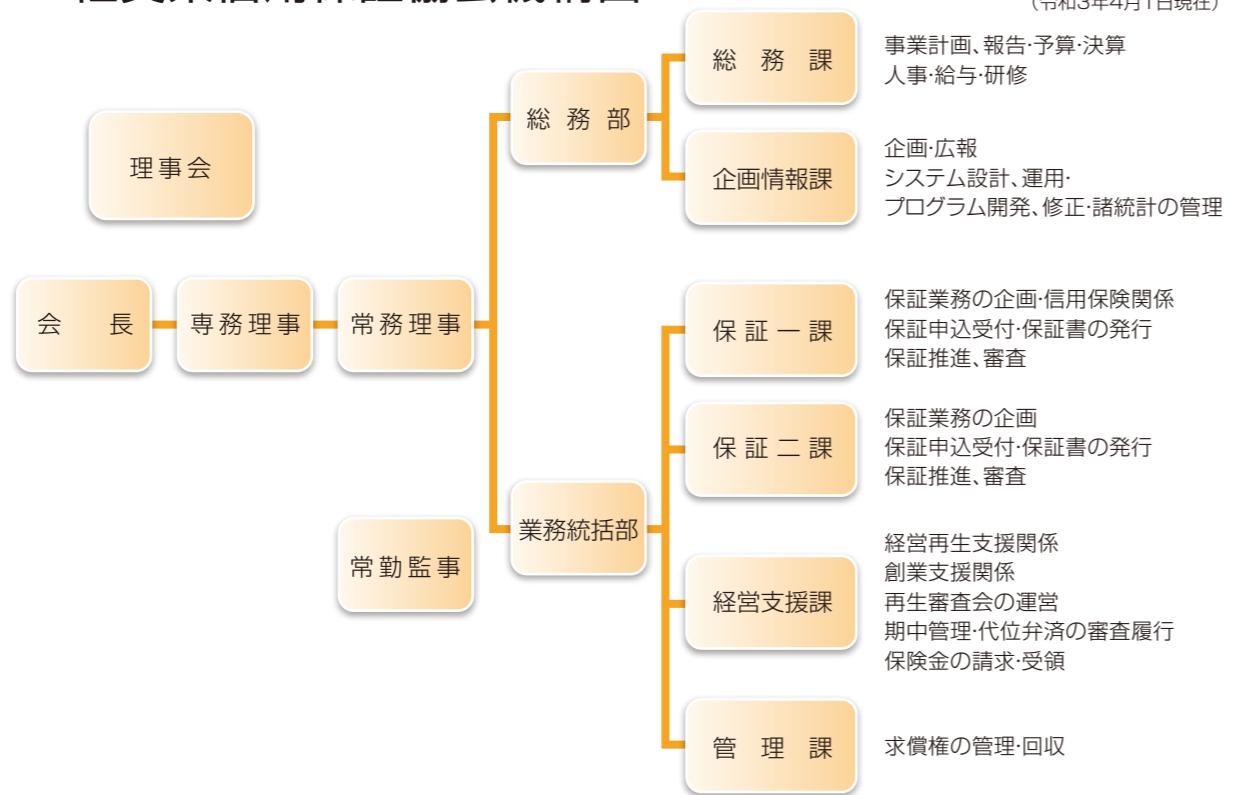
担当地区と事務所のご案内



担当地区・事務所のご案内

佐賀県信用保証協会機構図

(令和3年4月1日現在)



事務所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商ビル内)
 《代表》TEL:0952-24-4341
 《総務課》TEL:0952-24-4340 · FAX:0952-23-3532
 《企画情報課》TEL:0952-24-4330 · FAX:0952-24-4387
 《保証一課》TEL:0952-24-4342 · FAX:0952-24-5698
 《保証二課》TEL:0952-24-4343 · FAX:0952-24-5698
 《経営支援課》TEL:0952-24-4350 · FAX:0952-24-5698
 《管理課》TEL:0952-24-4344 · FAX:0952-29-4877

唐津連絡所 唐津市大名小路1番54号
 唐津商工会館(唐津商工会議所内)
 TEL:0955-72-5141

関連会社 保証協会債権回収株式会社「保証協会サービス」
 《佐賀営業所》TEL:0952-24-8361 · FAX:0952-24-4388
<http://www.cgcsericer.co.jp>

DISCLOSURE
2021

◇発行年月 令和3年8月
 ◇発 行 佐賀県信用保証協会 総務部企画情報課
 ◇住 所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商ビル内)

◇電 話 0952-24-4330
 ◇ホームページ <http://www.saga-cgc.or.jp/>